

資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 労働安全衛生 | リスクアセスメントの取組方法

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

▶ キーワード検索はこちら

リスクアセスメントの取組方法

PDF版（3頁）ダウンロード

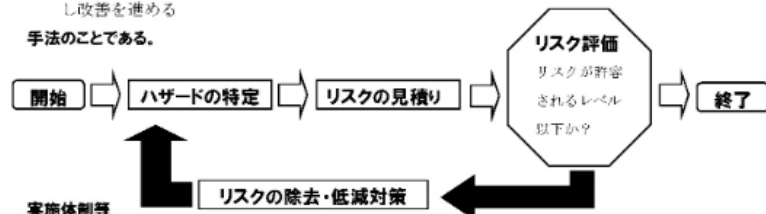
リスクアセスメントの取組み

OSHMSの導入による「先取り」型の安全衛生管理に有効な手法として、リスクアセスメントがある。

リスクアセスメントとは、

- ①職場（労働）に潜む危険源（ハザード）と、ハザードに作業者が接触して労働災害や健康障害に至るプロセスを危険有害要因として把握し、
- ②危険有害要因ごとに、その危険性や有害性（リスク）の大きさを見積もり、
- ③見積もり結果を、リスクが許容できるか・できないかを評価し、
- ④許容できない危険有害要因は、ルールに基づきリスクを除去・低減する対策を検討し改善を進める

手法のことである。



実施体制等

リスクアセスメントの結果に基づき措置は、安全衛生委員会等の活用を通じ、労働者参画のもとに行う必要があります。

- | | |
|------------------|--------------------------------------|
| ○事業場トップ | 実施の統括管理 |
| ○安全管理者、衛生管理者等 | 実施の管理 |
| ○作業内容熟知者（職長等） | 作業の洗い出し、危険有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討。 |
| ○機械設備等に精通する専門知識者 | 当該機械設備等に係る危険性又は有害性等の調査の実施への参画。 |

◆事業者は、これらの者に、必要な教育を実施する必要がある。

労働組合はどのように係わりチェックするのだろうか？

実施時期について

- ①建設物を設置・移転・変更、又は解体するとき。
- ②設備の新規採用、変更のとき。
- ③原材料の新規採用、又は変更のとき。
- ④作業方法又は作業手順を新規に採用、又は変更するとき。

これらの作業を計画する場合は、計画策定時に調査を実施する必要がある。

そのほかに、

- 災害が発生したときで、過去の調査に問題がある場合は、再度調査を実施する。
- 考慮すべき事項
 - ①機械設備等の経年損傷。
 - ②労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化。
 - ③新たな安全衛生の知見の集積。 など

対象の選定

リスクアセスメント及びその結果に基づく措置は、労働者の就業に係る危険性又は有害性による負傷又は疾病の発生が合理的に予見可能であるものについて行う。

＜対象となる作業の具体例＞

- 過去に労働災害が発生した作業。
- 過去に事故のあった設備等を使用する作業。
- ヒヤリ・ハット事例の作業。
- 操作が複雑な機械設備等の操作 など。
- 労働者が日常不安を感じている作業。

情報の入手

リスクアセスメントは、現場の実態に即し、次のような資料を入手する必要がある。その場合、定常作業に関するものだけでなく、非定常作業に係るものも含めること。

＜入手資料の具体例＞

- 作業基準、作業手順書等。
- 使用する機械設備、材料などに係る危険性又は有害性に関する情報。
(仕様書、化学物質等安全データシート(MSDS)等)
- 作業周辺の環境に関する情報(機械設備等のレイアウト等)。
- 作業環境測定結果等。
- 複数の事業者が同一の場所で作業を実施する状況に関する情報(混在作業による危険性等)
- 災害事例、災害統計など。

危険性又は有害性の特定

労働者の就業に係る危険性又は有害性は、作業標準等に基づいて、特定に必要な単位で作業を洗い出し、あらかじめ定めた危険性又は有害性の分類に則して各作業ごとに特定する。特定にあたっては、労働者の疲労など、危険性又は有害性への付加的影響を考慮する必要もある。

＜危険性又は有害性の分類の例＞

- ①危険性
 - 機械等による危険性。
 - 爆発性の物、発火性の物、引火性の物、腐食性の物質による危険性。
 - 電気、熱その他のエネルギーによる危険性。
 - 作業方法から生じる危険性。
 - 作業場所に係る危険性。
 - 作業行動等から生ずる危険性。
 - その他の危険性。
- ②有害性
 - 原材料、ガス、蒸気、粉じん等による有害性。
 - 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による有害性。
 - 作業行動等から生ずる有害性。
 - その他の有害性。

リスクの見積もり

リスク低減の優先度を決定するため、危険性又は有害性により発生するおそれのある負傷又は疾病の重篤度とその発生の可能性の度合を考慮してリスクを見積もる。ただ、化学物質等による疾病については、化学物質等の有害性の度合及びばく露の量のそれぞれを考慮して見積もることができる。

＜留意事項＞

- ①予想される負傷又は疾病の対象者及び内容を明確に予測する。
- ②多数決や平均ではなく、最も厳しい意見を踏まえ、議論して負傷又は疾病の重篤度を予測する。
- ③基本的に、負傷又は疾病による休業日数等を尺度として使用する。
- ④有害性が立証されていない場合でも、一定の根拠がある場合は、その根拠に基づいて、有害性が存在すると仮定して見積もるように努める。

◆リスクの見積りは、事業場の機械設備、作業等の特性に応じて、負傷又は疾病の類型ごとに行う

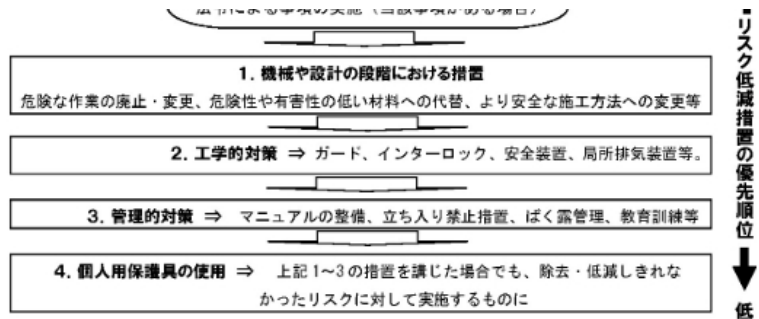
- 物理的作用によるもの(挟まれ、墜落など)
- 化学物質の物理的効果によるもの(爆発、火災など)
- 化学物質等の有害性によるもの(中毒など)
- 物理因子の有害性によるもの(振動障害など)

- 機械関係考慮事項
- ①安全機能等の信頼性及び維持能力(安全装置の設置、立入禁止措置)
 - ②安全機能等を無効化する又は無視する可能性。
 - ③予見可能な意図的・非意図的な誤使用又は崩壊行動の可能性(作業手順の逸脱、操作ミス など)

リスクの見積もりの方法には、「数値化法」「マトリックス法」「枝分かれ図法」等がある。どの方法を採用するか、またそのレベル・程度をどう設定するかは、事業場の自主性による。したがって、現場に則した方法の採用、レベルの設定が必要である。

リスクの低減措置の検討及び実施

リスク低減措置は、法令で定められた事項がある場合は、それを必ず実施することを前提にしたうえで、以下の優先順位で可能な限り高い優先順位のものを実施する。



資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[▶ サイトマップ](#)
[▶ このサイトについて](#)
[▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**